



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
11月27日  
号外(2)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 条 例

※滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....	2
※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) .....	2
※滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) .....	3

## 公布された条例のあらまし

### ○ 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の165に引き下げることとしました。(第1条による改正後の第2条関係)
- 2 令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとしました。(第2条による改正後の第2条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ○ 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)に引き下げることとしました。(第1条の規定による改正後の第20条、第34条および第37条関係)
- 2 令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)に引き下げ、12月期の支給割合を100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)に引き上げることとしました。(第2条の規定による改正後の第20条、第34条および第37条関係)
- 3 任期付職員および任期付研究員の令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の165に引き下げることとしました。(第3条の規定による改正後の第8条および第5条の規定による改正後の第6条関係)
- 4 任期付職員および任期付研究員の令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとしました。(第4条の規定による改正後の第8条および第6条の規定による改正後の第6条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2および4は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ○ 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125に引き下げることとしました。(第1条の規定による改正後の第17条関係)
- 2 令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の127.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げることとしました。(第2条の規定による改正後の第17条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2は、令和3年4月1日から施行することとしました。

条 例

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第50号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第51号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項および第3項、第34条第2項ならびに第37条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項および第3項、第34条第2項ならびに第37条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項および第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

**第6条** 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条および第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第52号

**滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

**第1条** 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項および第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

**第2条** 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

